

指定短期入所生活介護 重要事項説明書

指定短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人隆徳会（以下「事業者」という。）が開設する指定短期入所生活介護サニーヒル板橋（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

事業者番号	第 1371911437 号
事業者（法人）	社会福祉法人 隆徳会
所在地	〒238-0316 神奈川県横須賀市長井6-21-7
代表者	理事長 山崎 美香
設立年月日	1996年11月11日
電話番号	046-855-3032

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要（併設介護老人施設含む）

事業所	特別養護老人ホーム サニーヒル板橋
所在地	〒174-0061 東京都板橋区大原町6-8
管理者	山崎 美香
開設年月日	2019年8月1日
定員	118名
電話番号	03-5939-8832
F A X 番号	03-5939-8837
第三者評価	なし

(2) 設備の概要

定員	介護老人保健施設 107名 短期入所生活介護 11名
居室	個室 1人部屋 118室
食堂	10箇所 各フロア2箇所 利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂等を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を備えます。
浴室	11室 一般浴槽、特殊浴槽。
医務室	1室 利用者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えます。
面談室	1室 相談等を行えます。

(3) 事業所の従業者体制（併設介護老人施設含む）

	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	2名以上
介護職員	介護業務	33名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	3名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
その他の従業者		必要数

(4) 営業日

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	事務所：9時00分～17時30分（玄関施設） 電話：8時00分～18時00分

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「利用料金表」をご確認ください。

種類	内容
短期入所生活介護計画の作成	利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。 その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。 利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。
介護	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 <ul style="list-style-type: none">適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。常時1人以上の介護職員を介護に従事させます。利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。
食事	栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 【食事時間】朝食 8時00分～10時00分 昼食 12時00分～14時00分 夕食 18時00分～20時00分
相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。
健康管理	医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 特別な食事

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

② 貴重品の管理

貴重品の管理は原則行っておりません。ただし、財布や貴重品をご持参された場合は施設の判断により一時的にお預かりする場合があります。

保管管理者：施設長

③ 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により、教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

④ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

⑤ 感染症予防対策

利用者及び代理人、ご家族の意向を確認し、感染症の予防接種を行います。

5 利用料等

別紙「利用料金表」によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計額をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

※別紙「利用料金表」参照

お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(2) その他の費用

① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当たり 1,850円 (朝410円、昼770円、夜670円)

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食事ごとの料金とします。

(全ての食事を摂らない場合を除く。)

ウ キャンセル時における食費の負担額

5日前までに、キャンセルをいただいた場合は費用のご負担はありません。

② 滞在に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわらず1日当たり 2,860円

③ 利用者又は代理人が選定する特別な食事の提供に要する費用の額

予め利用者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担するものとします。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

④ 理美容代 実費

⑤ 訪問マッサージ・フットケア

月に数回業者出張によるサービスをご利用いただけます。実費。

⑥ 預り金等の管理及び事務手数料

預り金(現金)の管理、立替払い等 事務手数料として、1日当たり 60円

⑦ その他

・利用者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用
実費(材料代等の実費をご負担いただきます。)

・サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額

1複写につき、白黒 10円 カラー 50円

・感染症予防接種 実費

ウ キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合、食事のキャンセルについて、利用日の5日前までに食事提供会社にキャンセルの連絡が間に合わない場合については、食事代を負担していただきます。

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月中旬までに請求いたしますので、請求された月の26日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

① 利用者又は代理人の銀行口座からの自動引き落とし

② 指定口座への現金振込み

三菱UFJ銀行 神田駅前支店 普通1067281

口座名義：フク)リュウトクカイ

7 サービスの中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、変

更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 代理人等について

- (1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

② 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

- (2) 代理人の職務は、次の通りとします。

① 利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第4条に定める同意又は要請、同第8条3項、第10条3項、第20条1項、第21条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。

② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

- (3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

- (4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

- (5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人の負担は、極度額300万円を限度とします。

② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③ 事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) ご来所の際

① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。

② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。

- (2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

② 従業員又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとり

- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画や事業継続計画を作成し、それらに基づき、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業者の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います

15 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：生活相談員

解決責任者：施設長

ご利用時間：月～日曜日 9時00分～17時00分

ご利用方法 電話 03-5939-8832 メール itabashi.soudan@sunnyhill.or.jp

苦情受付ボックスを設置しています

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

- ・ 東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口
東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階
電話番号：03-6238-0177

- ・ 板橋区介護保険 苦情相談室
東京都板橋区板橋2-66-1
電話番号：03-3579-2079

17 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

- 名称 明理会中央総合病院
- 名称 日本大学医学部附属板橋病院

【協力歯科医療機関】

- 名称 医療法人社団あいゆう会 和光診療所

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意欄」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地 東京都板橋区大原町6-8

施設名 特別養護老人ホーム サニーヒル板橋

施設長 山崎 美香

説明者 生活相談員

私は、利用契約書及び本書面により、事業所から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者（契約者）>

住所

氏名

<代理人>

住所

氏名

電話番号

<連帯保証人兼身元保証人>

住所

氏名

電話番号